

発議案第 37 号

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 24 年 12 月 14 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆	印
賛成者	八千代市議会議員	木	下	映	実
	同	橋	本	淳	印
	同	林	隆	文	印
	同	堀	口	明	子
	同	松	井	秀	雄
	同	安	原	哲	印

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、八千代市議会会議規則の一部を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則

第1条 八千代市議会会議規則（昭和42年八千代市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「（議事日程のない会議通知）」を「（議事日程のない会議の通知）」に、

「 第9節 会議録

- 第78条 （会議録の記載事項）
- 第79条 （会議録の配布）
- 第80条 （会議録に掲載しない事項）
- 第81条 （会議録署名議員）
- 第82条 （会議録の保存年限）

第2章 委員会

第1節 総則

- 第83条 （議長への通知）
- 第84条 （欠席の届出）
- 第85条 （会議中の委員会の禁止）
- 第86条 （会議の開閉）
- 第87条 （定足数に関する措置）

第2節 審査

- 第88条 （議題の宣告）
- 第89条 （一括議題）
- 第90条 （議案等の朗読）
- 第91条 （審査順序）
- 第92条 （先決動議の表決順序）
- 第93条 （動議の撤回）
- 第94条 （委員の議案修正）
- 第95条 （分科会又は小委員会）
- 第96条 （連合審査会）
- 第97条 （証人出頭又は記録提出の要求）
- 第98条 （所管事務の調査）

- 第99条 (委員の派遣)
- 第100条 (議事の継続)
- 第101条 (少数意見の留保)
- 第102条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第103条 (委員会報告書)
- 第104条 (閉会中の継続審査)

第3節 秘密会

- 第105条 (指定者以外の者の退場)
- 第106条 (秘密の保持)

第4節 発言

- 第107条 (発言の許可)
- 第108条 (委員の発言)
- 第109条 (発言内容の制限)
- 第110条 (委員外議員の発言)
- 第111条 (委員長の発言)
- 第112条 (発言時間の制限)
- 第113条 (議事進行に関する発言)
- 第114条 (発言の継続)
- 第115条 (質疑又は討論の終結)
- 第116条 (選挙及び表決時の発言制限)
- 第117条 (発言の取消し又は訂正)
- 第118条 (答弁書の朗読)

第5節 委員長及び副委員長の互選

- 第119条 (互選の方法)
- 第120条 (選挙規定の準用)

第6節 表決

- 第121条 (表決問題の宣告)
- 第122条 (不在委員)
- 第123条 (条件の禁止)
- 第124条 (挙手による表決)

第125条 (投票による表決)

第126条 (記名投票)

第127条 (無記名投票)

第128条 (選挙規定の準用)

第129条 (表決の訂正)

第130条 (簡易表決)

第131条 (表決の順序)

第3章 請願

第132条 (請願書の記載事項等)

第133条 (請願文書表の作成及び配布)

第134条 (請願の委員会付託)

第135条 (紹介議員の委員会出席)

第136条 (請願の審査報告)

第137条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第138条 (陳情書の処理)

第4章 辞職及び資格の決定

第139条 (議長及び副議長の辞職)

第140条 (議員の辞職)

第141条 (資格決定の要求)

第142条 (資格決定の審査)

第143条 (決定書の交付)

第5章 規律

第144条 (品位の尊重)

第145条 (携帯品)

第146条 (議事妨害の禁止)

第147条 (離席)

第148条 (禁煙)

第149条 (新聞紙等の閲読禁止)

第150条 (資料等印刷物の配布許可)

第151条 (許可のない登壇の禁止)

第152条 (議長の秩序保持権)

第6章 懲罰

第153条 (懲罰動議の提出)

第154条 (懲罰動議の審査)

第155条 (戒告又は陳謝の方法)

第156条 (出席停止の期間)

第157条 (出席停止期間中出席したときの措置)

第158条 (懲罰の宣告)

第7章 議員の派遣

第159条 (議員の派遣)

第8章 補則

第160条 (会議規則の疑義に対する措置)

を

「 第9節 公聴会, 参考人

第78条 (公聴会開催の手続)

第79条 (意見を述べようとする者の申出)

第80条 (公述人の決定)

第81条 (公述人の発言)

第82条 (議員と公述人の質疑)

第83条 (代理人又は文書による意見の陳述)

第84条 (参考人)

第10節 会議録

第85条 (会議録の記載事項)

第86条 (会議録の配布)

第87条 (会議録に掲載しない事項)

第88条 (会議録署名議員)

第89条 (会議録の保存年限)

第2章 委員会

第1節 総則

第90条 (議長への通知)

- 第91条 (欠席の届出)
- 第92条 (会議中の委員会の禁止)
- 第93条 (会議の開閉)
- 第94条 (定足数に関する措置)

第2節 審査

- 第95条 (議題の宣告)
- 第96条 (一括議題)
- 第97条 (議案等の朗読)
- 第98条 (審査順序)
- 第99条 (先決動議の表決順序)
- 第100条 (動議の撤回)
- 第101条 (委員の議案修正)
- 第102条 (分科会又は小委員会)
- 第103条 (連合審査会)
- 第104条 (証人出頭又は記録提出の要求)
- 第105条 (所管事務の調査)
- 第106条 (委員の派遣)
- 第107条 (議事の継続)
- 第108条 (少数意見の留保)
- 第109条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第110条 (委員会報告書)
- 第111条 (閉会中の継続審査)

第3節 秘密会

- 第112条 (指定者以外の者の退場)
- 第113条 (秘密の保持)

第4節 発言

- 第114条 (発言の許可)
- 第115条 (委員の発言)
- 第116条 (発言内容の制限)
- 第117条 (委員外議員の発言)

- 第 1 1 8 条 (委員長の発言)
- 第 1 1 9 条 (発言時間の制限)
- 第 1 2 0 条 (議事進行に関する発言)
- 第 1 2 1 条 (発言の継続)
- 第 1 2 2 条 (質疑又は討論の終結)
- 第 1 2 3 条 (選挙及び表決時の発言制限)
- 第 1 2 4 条 (発言の取消し又は訂正)
- 第 1 2 5 条 (答弁書の朗読)

第 5 節 委員長及び副委員長の互選

- 第 1 2 6 条 (互選の方法)
- 第 1 2 7 条 (選挙規定の準用)

第 6 節 表決

- 第 1 2 8 条 (表決問題の宣告)
- 第 1 2 9 条 (不在委員)
- 第 1 3 0 条 (条件の禁止)
- 第 1 3 1 条 (挙手による表決)
- 第 1 3 2 条 (投票による表決)
- 第 1 3 3 条 (記名投票)
- 第 1 3 4 条 (無記名投票)
- 第 1 3 5 条 (選挙規定の準用)
- 第 1 3 6 条 (表決の訂正)
- 第 1 3 7 条 (簡易表決)
- 第 1 3 8 条 (表決の順序)

第 3 章 請願

- 第 1 3 9 条 (請願書の記載事項等)
- 第 1 4 0 条 (請願文書表の作成及び配布)
- 第 1 4 1 条 (請願の委員会付託)
- 第 1 4 2 条 (紹介議員の委員会出席)
- 第 1 4 3 条 (請願の審査報告)
- 第 1 4 4 条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第145条 (陳情書の処理)

第4章 辞職及び資格の決定

第146条 (議長及び副議長の辞職)

第147条 (議員の辞職)

第148条 (資格決定の要求)

第149条 (資格決定の審査)

第150条 (決定書の交付)

第5章 規律

第151条 (品位の尊重)

第152条 (携帯品)

第153条 (議事妨害の禁止)

第154条 (離席)

第155条 (禁煙)

第156条 (新聞紙等の閲読禁止)

第157条 (資料等印刷物の配布許可)

第158条 (許可のない登壇の禁止)

第159条 (議長の秩序保持権)

第6章 懲罰

第160条 (懲罰動議の提出)

第161条 (懲罰動議の審査)

第162条 (戒告又は陳謝の方法)

第163条 (出席停止の期間)

第164条 (出席停止期間中出席したときの措置)

第165条 (懲罰の宣告)

第7章 議員の派遣

第166条 (議員の派遣)

第8章 補則

第167条 (会議規則の疑義に対する措置)

に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条（請願の委員会付託）」を「第141条（請願の委員会付託）」に改める。

第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項ただし書中「第106条（秘密の保持）第2項」を「第113条（秘密の保持）第2項」に改め、第6章中同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第88条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会，参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

第2条 八千代市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第105条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。